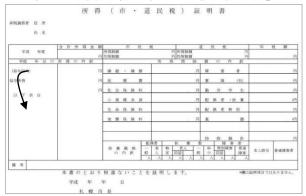
収入証明書類について

収入証明書類は、次のア〜エのいずれか1点(両親がいる場合は両親2名分)が必要です。

※氏名や金額等の印字が途切れないようご注意ください

ア 「令和7年度 所得(市・道民税)証明書」



<u>イ~エに該当しない方</u>、イ<u>またはエの書類をお持ち合わせで</u>ない方は、こちらが必要です。

令和7年度の証明書については、令和6年1月1日から 令和6年12月31日までの期間が記載されています。

令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村で取得できます。札幌市の場合は、各市税事務所、市役所本庁舎、各区役所・出張所で発行します。

所得の申告をしていない方は申告が必要になる場合があります。詳しくは、お住まいの区を所管する市税事務所(※)にお問い合わせください。

札幌市以外の市区町村では、証明書の名称が異なる場合があります。詳細は市区町村にお問い合わせください。

イ 「令和7年度 市民税・道民税課税明細書」

<u>住民税が課されている方のうちウ以外の方</u>には、6月頃、 お住まいの市区町村から住民税の「納税通知書」が郵送されます。 課税明細書は、冊子になっている納税通知書の中についています。

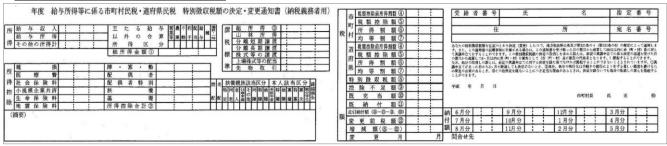


(※) 札幌市の市税事務所

- ●中央市税事務所(所管:中央区) 電話 011-596-6012
- ●北部市税事務所(所管:北·東区) 電話 011-207-3914
- ●東部市税事務所(所管:白石・厚別区)電話 011-802-3914
- ●南部市税事務所 (所管:豊平·清田·南区) 電話 011-824-3914
- ●西部市税事務所(所管:西·手稲区) 電話 011-618-3914

ウ 「令和7年度 給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」

住民税が給与から天引きされている方は、6月頃にお勤め先の職場から交付されます。



エ 「生活保護受給証明書」(生活保護を受けている方のみ)

生活保護の担当ケースワーカーにお申し出ください。